

第1節 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり

本県は樹木の生育に適した気候のもと、先人のたゆまぬ努力によって造成された豊かで多様な機能を持つ森林資源が充実し、全国に先駆けて収穫期を迎えています。

こうした中、収穫期を迎えた林分の増大を背景に活発な木材生産が行われる一方で、収益性の低さ等から伐採面積に見合う再造林が行われておらず、このような状況が続くと、森林資源の減少のみならず、豪雨等による災害の発生など、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されます。

また、令和元年度からスタートした、市町村が仲介役となり自ら経営管理できない森林所有者と林業経営者をつなぐ「森林経営管理制度」と、その推進を主な用途とする「森林環境譲与税」を活用して、手入れの行き届かない森林の適切な管理や有効活用を進める必要があります。

さらに、令和6年度から「グリーン成長プロジェクト」を本格展開し、目標とする「再造林率日本一」に向けて、再造林対策を強力に加速させています。

こうした状況を踏まえ、伐採後の速やかな再造林を推進するとともに、森林計画制度や森林経営管理制度及び市町村が定める機能別ゾーニング等に基づき、ICT技術の積極的な活用による効率的で適切な管理に努め、多様な樹種や年齢で構成され、多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりを推進します。

1 適切な森林管理の推進

具体的な施策



(1) 森林計画制度に即した適正な森林の整備・保全

- ① 流域ごとに森林の特性に応じた森林整備・保全の方向性を示す地域森林計画に即した伐採・造林等の実施により森林資源が持続的に確保されるよう、市町村や森林組合等と連携し適正な制度運用を図ります。
- ② 地利⁹⁰や地位⁹¹、地形等の自然条件や森林所有者の多様な経営方針等を考慮し、計画的な伐採と確実な再造林の推進による資源の循環利用とバランスの取れた年齢構成への誘導等を促進します。
- ③ 森林の区分(ゾーニング)など地域の実情に即した森林整備の規範となる市町村森林整備計画の適正な運用に向け、市町村への指導・助言に努めます。
- ④ 森林所有者に対して、個々の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。
- ⑤ 伐採届出制度⁹²の適正な運用等について、市町村への指導・助言、素材生産事業者等に対する周知徹底を図るとともに、森林境界の明確化を推進し、無断伐採等の未然防止に努めます。

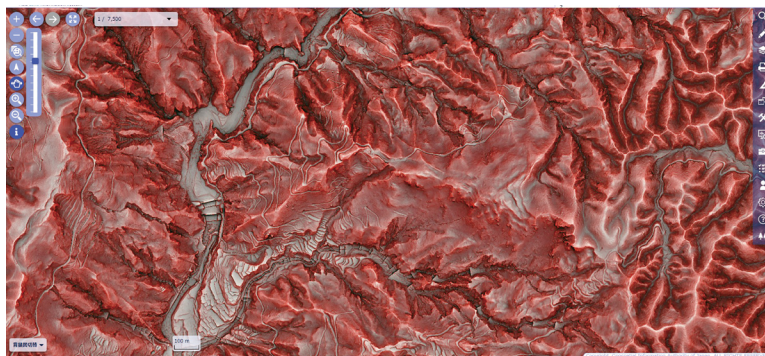
⁹⁰ 地利：道路からの距離など、その土地の便利さで、路網の配置や密度に左右される。

⁹¹ 地位：土地のもつ生産力の良し悪しをランク分けしたもので、土壌等により生産量に差が生じる。

⁹² 伐採届出制度：森林法第10条に基づき、森林所有者や伐採事業者が、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林など法的な制限のある森林を除く)を伐採する場合、伐採を行う30～90日前までに市町村長に所在場所や伐採面積、伐採方法、伐採後の造林計画などを記載した届出を提出する制度。

(2) ICT等を活用した森林関連情報の整備

- ① 森林情報管理の基盤となる森林クラウドシステムの機能拡張及びオープンデータ化により、森林情報の高度利用や共有化を推進し、市町村や森林組合等との連携によるデータの適時更新などの資源管理の合理化や申請手続きの簡素化により県民サービスの向上を推進します。
- ② 衛星画像やドローン⁹³で撮影した写真データ、森林変化情報のAI判読システム等を活用した伐採跡地や造林地の把握、市町村における林地台帳情報の精度向上などにより、森林情報の的確な更新を図ります。
- ③ ドローンで撮影した写真データ、GIS⁹⁴データ等の活用により森林整備事業の申請・検査事務等の効率化を図るとともに、レーザ計測（立木、地形等）による森林資源量等の把握、解析データを路網整備や森林整備、災害の調査・測量設計等に利活用する取組を推進します。



赤色立体図

(3) 公的関与による森林管理

- ① 森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林経営管理制度に基づく市町村やひなたのチカラ林業経営者による適切な経営管理を推進するため、国による制度の見直しを踏まえた市町村支援を行います。
- ② 公益性が高い民有林で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用した市町村による間伐等や宮崎県水と緑の森林づくり税を活用した植栽等による広葉樹林化等を促進します。
- ③ 県有林等の公有林については、私有林における森林整備の模範となるよう、適切な森林管理や施策を実施します。
- ④ 伐採時期を迎えている県営林や林業公社⁹⁵有林等については、森林所有者の意向を確認しながら計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の再造林を推進します。

⁹³ ドローン：マルチコプターやラジコンヘリコプターなどが含まれ、人が乗ることが出来ない航空機のうち、遠隔操作または自動操縦により飛行することができるもの。ただし、重量が100g以上の機体は「無人航空機」の扱いとなり、航空法の規制対象となる。

⁹⁴ GIS：Geographic Information Systemの略で、地図・画像データ（森林計画図・航空写真等）を一元的に管理・利用できるシステム。

⁹⁵ 林業公社：森林所有者が自ら行うことが困難な地域等において、分収林方式により森林整備を行うことを目的として設置された公益法人。

(4) 生物多様性の保全に配慮した森林づくりの推進

- ① 「環境林」においては、針広混交林や広葉樹林への誘導等により多様な樹種や林齢で構成される森林づくりを目指すとともに、「生産林」においても生物多様性に配慮した森林施業を促進します。
- ② 実のなる木の植栽や遊歩道の整備など、森林環境教育のフィールドや癒やしの場としても活用可能な森林づくりを推進します。
- ③ 巨樹・古木等を地域の宝として次世代に継承できるよう、市町村等が行う保護や保全活動を支援します。
- ④ 原生的な森林や溪畔林等の保全など多様な野生動植物が生息・生育できる森林づくりを進めます。
- ⑤ 自然とふれあいの場であり、生物多様性保全等の機能を有する里山林や海岸林等の身近な森林の整備・保全を推進します。



モザイク林



溪畔林

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
森林経営計画作成率(%)	48.2	53.0
ICTを活用した森林管理・調査に取り組む事業者数(者)	22	40
森林経営管理制度における意向調査実施累計面積(ha)	17,527	55,800
広葉樹造林面積(ha)	87	400

2 資源循環型の森林づくりの推進

具体的な施策



(1) 適切な再造林の推進とコストの低減

- ① 各地域に設置された山村地域の持続的発展推進会議(通称:「山会議」)等において、関係者が一体となった再造林推進対策の検討を行います。
- ② 森林所有者の再造林に関する意識醸成を図るとともに、再造林に対する支援体制を充実するなど、森林所有者の経営意欲の維持・向上を図ります。
- ③ 素材生産事業者と森林組合等との伐採情報の共有化を促進するとともに、伐採と再造林の「一貫作業システム⁹⁶」の定着を図ります。
- ④ 県内8地域に設置された「地域再造林推進ネットワーク」において、森林所有者への再造林の働きかけを行うとともに、素材生産事業者と再造林を担う森林組合等との連携を促進します。
- ⑤ コンテナ苗等を活用した低密度植栽⁹⁷の導入に取り組むとともに、これに対応した間伐等の新たな施業体系の推進や下刈り機械導入を見据えた植栽間隔の見直しなどの検討を進めます。
- ⑥ 初期成長に優れ、花粉の少ない特定苗木⁹⁸や早生樹⁹⁹の導入、夏場を避けた時期の下刈りの実施や下刈り回数の削減など、作業の省力化や軽労化、低コスト化を進めます。
- ⑦ 地拵え¹⁰⁰や植栽、下刈り等の作業における新たな省力化機械の実証や導入への支援などにより、労働環境の改善を推進します。
- ⑧ 再造林の推進や森林資源の循環利用等に寄与する森林由来Jークレジットの活用を推進します。
- ⑨ 林業経営に適した森林「生産林」における計画的な伐採や確実な植栽及び保育に加え、植栽未済地では灌木の除去を支援し再造林につなげるなど、森林資源の循環利用を促進します。



地域再造林推進ネットワーク

(2) 適切な間伐の推進

- ① 関係者が一体となった間伐の普及啓発により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定に貢献する健全な森づくりを推進します。

⁹⁶ 一貫作業システム:集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行又は連続して一体的に地拵えや植栽を行う作業システム。
⁹⁷ 低密度植栽:下刈りや間伐の回数を減らすこと等を目的に、2,500~3,000本/ha程度の密度で植栽していたものを1,000~2,000本/ha程度の低い密度で植栽すること。
⁹⁸ 特定苗木:特に優良な種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であり、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定する特定母樹より採取された種穂から育成された苗木。
⁹⁹ 早生樹:一般的にスギ、ヒノキと比較して、初期の樹高成長や伐期までの材積成長量が大きく、10年から25年くらいの比較的短伐期で収穫が可能な樹種。センダン、コウヨウザン、チャンチンモドキ、ユリノキ等がある。
¹⁰⁰ 地拵え:植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木(丈の低い木本植物)の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。

- ② 森林経営計画に基づく施業の集約化や森林作業道¹⁰¹等の整備、列状間伐¹⁰²の普及など、効率的かつ計画的な間伐を推進します。
- ③ 高齢級林分においては、齢級構成の平準化と併せ、現場条件に応じて公益的機能の発揮に向けた間伐による長伐期施業¹⁰³への誘導を図ります。
- ④ 森林所有者による経営管理が困難で、手入れが行き届かない荒廃した森林について、森林環境譲与税を活用した市町村による間伐の実施を推進します。

(3) 優良な苗木の生産拡大

- ① 林業用苗木の生産に関する技術研修や指導等を実施し、苗木生産者の確保・育成を図ります。
- ② 需給動向の把握や生産者への情報提供、DNA鑑定¹⁰⁴に基づく系統の確かな採穂園¹⁰⁵や指定採種源¹⁰⁶の拡充、生産施設の整備支援などにより、花粉症対策苗木¹⁰⁷などの優良苗木の安定供給体制を整備します。
- ③ 初期成長に優れた特定苗木については、森林総合研究所林木育種センター九州育種場等と連携、協力して認定特定増殖事業者¹⁰⁸の取組を支援し、母樹園¹⁰⁹の造成やその母樹から採穂した苗木の生産を促進します。
- ④ 植栽時期の制約が少なく、労働力の分散投入が可能なコンテナ苗については、生産施設整備や生産経費への支援などにより、生産拡大と普及を図ります。



優良な苗木の生産

(4) 効率的で災害に強い路網の整備

- ① 森林資源や林内路網の整備状況等を踏まえた上で、林道、林業専用道¹¹⁰及び森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網ネットワークの構築を進めます。
- ② 濁水発生防止など周辺環境への影響に配慮するとともに、地形や地質等の条件を十分に踏まえた、災害に強い林道等の整備を推進します。
- ③ 高性能林業機械等による作業システムに対応した林業専用道や森林作業道の適正配置に努め、森林施業のコスト縮減を図ります。
- ④ 木材流通の広域化や輸送車両の大型化に対応するため、幹線となる林道の改良や改築、土場・作業ポイント¹¹¹の配置など、効率的な木材輸送に向けた路網整備を推進します。

¹⁰¹ 森林作業道：森林作業のために森林所有者等が利用する施設であり、林業機械や2t積み程度の小型トラックが走行するもの。

¹⁰² 列状間伐：伐採や搬出に都合がよいように選木基準を定めずに単純に列状に間伐を行う方法。

¹⁰³ 長伐期施業：通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）の概ね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。

¹⁰⁴ DNA鑑定：DNAの遺伝子配列を分析することで、品種を識別すること。

¹⁰⁵ 採穂園：特定の品種を大量に生産する目的で、挿し木用の穂木をとる目的で専用に設置された樹木園。

¹⁰⁶ 指定採種源：優良種苗を確保するため、林業種苗法に基づき、指定された母樹、母樹林。

¹⁰⁷ 花粉症対策苗木：スギやヒノキの花粉が少ない品種の苗木であり、雄花の着生が少ないか全く着かない品種や、着生しても花粉をほとんど出さない品種が含まれる。

¹⁰⁸ 認定特定増殖事業者：林木育種センターから元苗の配布を受け、優良な林業用苗木を生産するための採穂に適した母樹等を増殖する、県の認定を受けた事業者。

¹⁰⁹ 母樹（園）：優良な林業用苗木を生産するための採穂に適した母樹となる樹木及び樹木園。

¹¹⁰ 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に利用される施設であり、10t積み程度のトラックや林業用車両が通行できるもの。

¹¹¹ 作業ポイント：高性能林業機械等による広範な作業に利用できる、林道、作業道脇の集材、造材及び積みかえ作業を行うスペース（土場）。

(5) 野生鳥獣被害防止対策の推進

- ① 野生鳥獣による森林被害を軽減するため、防護柵の設置等による「被害防止対策」と併せて、狩猟期間の延長などの規制緩和や有害鳥獣捕獲等を実施し、効果的な捕獲を促進します。
- ② シカ、サルなどの生息状況や加害の実態等を把握し、狩猟や認定鳥獣捕獲等事業者制度¹¹²による隣県と連携した捕獲等により、適切な鳥獣管理に努めます。
- ③ 狩猟免許取得希望者のための事前講習会の開催や免許取得に係る経費への助成など狩猟免許を取得しやすい環境を整備するとともに、狩猟初心者・農林業者等を対象とした捕獲技術などの講習会を開催し、狩猟者の確保・育成を図ります。
- ④ 鳥獣被害対策支援センターを中心に、各地域での鳥獣被害対策や技術指導を担う「鳥獣被害対策マイスター」等の人材を育成するとともに、地域鳥獣被害対策特命チームとの連携による地域が一体となって取り組む被害防止対策を支援します。



わな捕獲技術向上講習会

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
再造林率 (%) ※	79	90
造林と伐採の連携による再造林面積 (ha)	384	500
間伐実施面積 (ha)	2,533	6,000
スギ苗木生産量 (万本)	612	620
内数:コンテナ苗木生産量 (万本)	296	372
内数:特定苗木の苗木生産量 (万本)	207	250
林内路網密度 (m/ha)	39.3	40.6
シカ推定生息数 (頭)	(令和5年度) 88,000	47,000
シカ捕獲数 (頭)	24,062	14,000

※R4年度:75%、R5年度:78%

¹¹² 認定鳥獣捕獲等事業者制度:鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする制度。

3 安全・安心な森林づくりの推進

具体的な施策



(1) 林地の保全と保安林の適切な管理

- ① 森林の有する公益的機能の高度発揮が特に必要とされる「環境林」については、長伐期施業や小面積皆伐など、公益的機能に配慮した森林整備を推進します。
- ② 伐採届出制度の適正運用の推進等により、無断伐採や植栽未済地の発生を未然に防止するとともに適切な再造林を推進します。
- ③ 衛星画像や森林変化情報のAI判読システム、ドローン等を活用した効率的な伐採現場パトロールや植栽未済地とその更新状況の把握等により、森林の巡視体制や素材生産事業者等に対する指導を強化し、合法性や環境に配慮した伐採を推進します。
- ④ 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した森林の適切な利用を確保するため、国土利用計画¹¹³に定める森林資源の循環利用や県土の保全などの「森林の果たす役割」にも配慮しつつ、林地開発許可制度の厳正な運用と指導に努めます。
- ⑤ 保安林制度¹¹⁴等の理解の促進に向けた森林所有者や地域住民等への普及啓発を推進し、水源の涵養や生活環境の保全等重要な機能を有する森林については、保安林の計画的な指定や整備を進めます。
- ⑥ 「宮崎県水源地域保全条例」に基づく森林売買等事前届出制度の適正な運用により、水源地域にある森林の水源涵養機能の維持を図ります。



水源涵養保安林



保安林の整備(潮害防備保安林)

(2) 山地災害の防止と復旧対策の推進

- ① 激甚化する豪雨災害などに対応するため、荒廃森林や山地災害危険地区等の災害のおそれのある森林においては、治山事業を計画的に実施し、事前防災・減災を推進するとともに、被害箇所の早期復旧を図ります。

¹¹³ 国土利用計画: 国土利用計画法に基づき、国土の利用に関して全国的な見地から必要な基本的事項を定める計画。国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、農地、森林、宅地といった国土の利用区分ごとの規模の目標等を定めている。

¹¹⁴ 保安林制度: 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。17種類あり、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されるが、所有者には税制等の優遇措置がある。

- ② 森林の水源涵養^{かん}や土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、奥地水源地域や荒廃森林等において、治山施設等の設置と森林整備を一体的に実施するとともに流域治水¹¹⁵の取組等と連携した対策を推進します。
- ③ 防災意識の高揚や山地災害危険地区の周知徹底を図るため、県のホームページの活用や山地災害防止キャンペーンの積極的な展開とともに、市町村と連携して地域住民への危険地区の情報提供に努めます。
- ④ 治山施設の点検結果等を踏まえた老朽化対策や施設の機能強化等に取り組み、災害防止機能の維持・向上を図ります。



治山施設(木製校倉式土留)

(3)濁水・流木の発生源対策の推進

- ① 県内の各流域の濁水・流木の発生状況に応じて、関係機関等との連携を図るとともに、森林における抑制対策に取り組みます。
- ② 適切な間伐の実施により適正な林分密度を保つなど、根系の発達した健全な森林づくりを推進します。
- ③ 伐採後の速やかな再生林を進め、森林保全機能の維持に努めます。
- ④ 濁水の発生源となる山腹崩壊地等からの土砂等流出を防止するため、治山施設の設置や山腹緑化¹¹⁶等を進めます。
- ⑤ 流木に起因する災害を防止するため、溪流等に堆積した流木や溪流沿いの危険木の撤去と併せて、流木捕捉効果の高いスリットダム¹¹⁷等の設置を進めます。
- ⑥ 伐採事業者に対し「宮崎県伐採・搬出及び再生林ガイドライン」や「宮崎県森林作業道作設指針」を遵守するよう、市町村と連携した伐採現場パトロールや研修会等の中で指導を強化し、流木や濁水の発生抑制に努めます。



スリットダム



伐採パトロール

¹¹⁵ 流域治水：気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策に加え、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的な治水対策。
¹¹⁶ 山腹緑化：山の斜面などで発生した崩壊地等において、緑化基礎工（柵工、筋工、伏工等）によって環境を整備するとともに、草本類の導入による表面侵食の防止や植栽工による木本類の導入など、森林を造成すること。
¹¹⁷ スリットダム：土石流や洪水により発生した流木や土石等の捕捉を目的とした格子状や櫛状の透過部を有するダム。

(4) 林野火災対策の推進

- ① 山火事による森林被害を未然に防止するため、県等による巡視や予防パレード等の普及啓発活動を実施します。
- ② 林野火災発生時の通報体制等の対応マニュアルの周知・徹底を図るとともに、国や市町村、関係団体等と連携しての情報収集・共有を適時適切に実施します。

(5) 松くい虫被害対策等の推進

- ① 松くい虫等による森林被害を未然に防止するため、被害状況を的確に把握するとともに、関係者間の情報共有を図り、一体的な防除を推進します。
- ② 保安林等の公益的機能の高い重要な海岸マツ林を中心に薬剤による防除を実施します。
- ③ 被害を受けたマツの徹底した伐倒駆除を行います。
- ④ 被害跡地については、抵抗性マツ¹¹⁸の植栽や広葉樹への樹種転換を計画的に進め、貴重な海岸林等を保全します。
- ⑤ 薬剤防除及び伐倒駆除の適期実施を徹底するため、関係機関と連携した作業の実施や、研修会等による知識の共有を図ります。
- ⑥ 県木「フェニックス」を食害する害虫の薬剤による防除や、被害木の伐倒駆除を行うとともに、新たに発生した森林病虫害の情報を把握し、防除方法等の情報提供を行います。



ヘリコプターによる薬剤散布

主な指標

項目	現況値 令和6年度	目標値
		令和12年度
保安林指定率 (%)	32.0	33.5
山地災害危険地区の着手箇所数 (箇所)	2,617	2,737

¹¹⁸ 抵抗性マツ: 松枯れの原因となるマツノザイセンチュウが樹体内に侵入しても枯れにくいマツ。

第2節 持続可能な林業・木材産業づくり

林業・木材産業は、山村地域において木材や特用林産物などを産出し、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。

このような中、本県の林業は、充実した森林資源を背景に、素材生産が進む一方で、労働生産性の低さや担い手不足など、依然として経営環境は厳しく、加えて、速やかな再生林や環境に配慮した伐採作業が求められています。

また、木材産業においては、国際的な貿易協定への対策や国内外への販路拡大に向け製材品の加工・流通体制の更なる効率化・合理化、品質・性能の確かな製品の供給はもとより、人口減少が進み、中長期的に住宅需要の減少が見込まれる中、非住宅建築物などでの新たな木材需要の創出が求められています。

さらに、木材利用の推進による森林資源の循環利用は「持続可能な開発目標(SDGs)」に大きく関わっており、その目標達成に向けて関係者が一体となって取り組む必要があります。

このため、効率的な林業経営の推進や再生林及び環境に配慮する林業経営体の育成、持続可能な原木供給体制の確立、需要者のニーズに応じた製品の安定供給のほか、消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進や特用林産物の消費・販路拡大、普及指導等に取り組み、持続可能な林業・木材産業づくりを推進します。

1 効率的な林業経営と原木供給体制の確立

具体的な施策



(1) 林地の集積や施業の集約化等による効率的な林業経営の推進

- ① 伐採や植栽等の施業履歴など、林業経営に必要な情報の集積や活用に向けた取組を進めます。
- ② 施業の集約化等による効率的な林業経営や木材生産に向けて、森林施業プランナー¹¹⁹等の育成を促進します。
- ③ 森林経営管理制度を活用し、森林所有者から経営管理の委託を受けて林業経営者が森林の経営や管理を行う仕組みの構築を推進するとともに、制度の見直しを踏まえ、所有権移転等に係るモデル実証を行うなど、ひなたのチカラ林業経営者や地域の経営意欲のある者等への林地の集積・施業の集約化を推進します。
- ④ 地域再生林推進ネットワーク等と連携した森林の相続等の相談事例の収集や分類、対応手順の検討のほか、経営意欲のある林業経営体等による林地の取得を支援するなど、林地の集積・施業の集約化につながる取組を推進します。
- ⑤ 就業者の作業軽労化など就労環境の整備、素材生産事業体と森林組合等が連携した施業の促進など、効率的な森林施業につながる取組を推進します。

¹¹⁹ 森林施業プランナー：森林所有者に代わって、市町村森林整備計画のゾーニングに基づき森林経営計画を作成するとともに、森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を森林所有者に提示し、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行う者。

(2) 経営感覚に優れ、再造林や環境に配慮する林業経営体の育成

- ① 安定的な森林経営を実現するため、経営管理能力の保持、森林施業実行体制の確保、行動規範の策定などの基準を満たし森林経営管理制度の重要な役割を担う「ひなたのチカラ林業経営者」の育成を推進します。
- ② 新たに造林事業を開始する林業経営体や「ひなたのチカラ林業経営者」へのステップアップを目指す林業経営体を支援します。
- ③ 雇用管理の改善や事業の合理化を図るため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受ける林業経営体の育成を推進します。
- ④ 伐採に起因する山地災害の防止や再造林を推進するため、「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」や「宮崎県森林作業道作設指針」を遵守し、再造林や環境に配慮する健全な林業経営体を育成します。
- ⑤ 地域の林業経営の重要な担い手である森林組合については、組合運営の活性化や販売事業の拡大等による経営基盤の強化を促進します。

(3) 持続可能な原木供給体制の確立

- ① 林業・木材産業に関わる全ての関係者が、法令遵守や環境への配慮など「持続可能な資源の循環」の一翼を担っているという意識醸成を図ります。
- ② 位置情報(GPS)や地理情報(GIS)等を活用した流通木材の合法性の実証等を進めるとともに、業界ルールやチェック体制の強化を推進します。
- ③ 市町村と連携しつつ、効率的で持続可能な林業経営に必要な地形情報や森林資源情報等を集積し、ICTを活用した新たな生産管理の導入に向け、実践的な取組を推進します。

(4) 効率的な機械化の推進

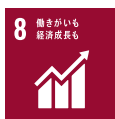
- ① 伐採、集材、造林、保育等のそれぞれの作業に応じた機械化を目指し、伐採・集材作業の遠隔化など、先進的な取組を推進します。
- ② GISやICT等を搭載した機械を活用した新たな作業システムの実証など、次世代技術の導入に向けた取組を推進します。
- ③ 伐採箇所の奥地化や高齢級林分の増加による大径化に対応するため、高性能林業機械の導入や路網整備(改良)による輸送車両の大型化を促進するとともに、架線集材技術の継承等にも取り組みます。

主な指標

項目	現況値 令和6年度	目標値
		令和12年度
素材生産量(千m ³)	1,894	1,900
内数:ひなたのチカラ林業経営者素材生産量(千m ³)	1,243	1,653
林業イノベーションに取り組む事業者数(者)	64	87
林業産出額(億円)	(令和6年) 288	288

2 木材産業の競争力強化

具体的な施策



(1) 木材加工・流通ネットワークの構築

- ① 木材需要に柔軟に対応するため、ICTを活用した山元から製材等までの情報・流通ネットワークの構築を推進します。
- ② 製材工場とプレカット工場¹²⁰等の連携や、共同出荷による輸送コストの縮減に向け、関係者の連携による流通システムの構築を推進します。
- ③ 供給サイドが需要者ニーズに応えるマーケットイン¹²¹型等の製品流通体制づくりを推進します。
- ④ 木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材・木材製品の流通を推進します。

(2) 効率化・省力化につながる生産体制の構築

- ① 人口減少・高齢化に伴う労働力不足等に対応するため、木材加工流通施設の省力化・効率化を推進します。
- ② 構造計算に対応できる、品質・性能の確かなJAS材や人工乾燥材等の安定供給体制を構築します。
- ③ 人口減少に伴う新設住宅に係る国内マーケットの縮小に対応するため、国産材の使用率が低い横架材や2×4材¹²²等の供給力を強化するとともに、内外装材や家具・建具など付加価値の高い多様な製品を供給する取組を進めます。
- ④ 製材品の生産・輸送コストの見直しなどによる経営改善や大径材の効率的な利用を含めた木材加工流通の合理化に向けた施設整備を進めます。



効率的な製材加工



木材の人工乾燥

¹²⁰ プレカット工場: 木造建築に使用する木材を、現場での施工前に設計図通りに切断・加工する専門の工場。コンピューター制御された機械で加工を行うため、高品質で安定した部材を効率的に生産できる。

¹²¹ マーケットイン: 市場や消費者等の買い手が必要としているものを商品として市場に出すという考え方。

¹²² 2×4材: 枠組壁工法建築物に使用される2×4インチ(2×4は呼称であり実寸は38mm×89mm)を基本寸法とした枠組材。ディメンションランバーとも呼ばれる。

(3) 木質バイオマスの適切な利用

- ① 林地残材や広葉樹等を効率的に収集・運搬するシステムを確立し、木質バイオマスの安定供給体制の構築を図るとともに、海岸やダム等に漂着した流木の有効利用に努めます。
- ② 木質バイオマス資源の有効活用を進めるため、畜産敷料¹²³・堆肥や製紙用パルプ等のマテリアル利用¹²⁴、発電・熱等のエネルギー利用等を、需給バランスを踏まえ推進します。



林地残材の収集

(4) 新たな木材需要創出に向けた取組の推進

- ① 住宅分野や非住宅分野における県産材が使われていない部材への活用など、新たな木材需要の創出を目指し、利活用技術や製品の開発、販路開拓などに取り組みます。
- ② 非建築分野での新たな用途の拡大に向けた技術開発や研究を進め、幅広い木材利用の提案に取り組みます。
- ③ 早生樹やエリートツリー等から生産される木材の活用に向けた研究開発やマーケットニーズの把握を進めます。



木製観戦スタンド

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
製材品出荷量 (千m ³)	(令和6年) 882	920
製材品の全国シェア (%)	11.6	13.0
人工乾燥材生産量 (千m ³)	(令和6年) 517	530
人工乾燥材率 (%) ※建築用材に占める割合	64.1	64.2

¹²³ 畜産敷料: 家畜の寝床などに敷く材料のことで、おが粉、チップなどがある。

¹²⁴ マテリアル利用: 「材料」「原料」といった、加工品のもととなる素材として利用すること。

3 県産材の需要拡大の推進

具体的な施策



(1) 消費者に選ばれる産地・製品づくりの推進

- ① 県外消費地等における販路拡大を図るため、産地としての魅力を含めた県産材のプロモーション活動などを通じて、選ばれる産地づくりを推進します。
- ② 都市部における木材利用を進めるため、都市圏域の自治体や企業等との連携、ニーズに応じた製品の開発などを推進します。
- ③ 新たな建設資材に関する研究開発や建築構法の試験研究及びその実用化など、普及に向けた取組を推進します。
- ④ 設計事務所や工務店等と試験研究機関等との連携により、大径材等を活用した新たな製品や構法等の開発を支援します。

(2) リフォーム¹²⁵など住宅産業等との連携の促進

- ① 市場規模の拡大が見込まれるリフォームや建物の新たな性能・価値を高めるリノベーション¹²⁶などにおいて、工務店等との連携を図り内装材等の木材利用を促進します。
- ② 県内の製材工場や工務店等と研究機関との連携によるリフォーム市場等のニーズを捉えた製品や構法等の開発を支援します。
- ③ 県内外の木材・建築業界における連携体制を構築し、大径材の活用や住宅における国産材比率の向上に取り組みます。

(3) 非住宅・土木・家具等の幅広い分野への利用拡大

- ① 公共建築物や民間施設等の木造化・木質化を促進するため、木材利用技術センターに設置した木構造相談室によるアドバイスやモデルとなる施設の木造化等を支援するほか、建築物における炭素貯蔵量の算定等により、木材利用の効果の見える化に取り組みます。
- ② 中大規模建築物が大半を占める非住宅分野での木造化を推進するため、木造建築の高い設計スキルを持つ建築士の育成を進めるほか、川上から川下の関係者が連携して民間非住宅建築物の木造化・木質化に取り組むためのネットワーク活動を支援します。
- ③ 建築基準法の改正等により、構造計算に必要な強度・含水率等の適正な格付けと表示がされたJAS材の需要が高まっていることから、JAS認証¹²⁷の新規取得等の取組を支援します。



非住宅建築物での木材利用

¹²⁵ リフォーム：老朽化した建物や設備を新築あるいはそれに近い状態に戻すために改修工事や修繕等を行うこと。

¹²⁶ リノベーション：既存の建物に大規模な工事を行うことで、性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすること。

¹²⁷ JAS認証：「日本農林規格等に関する法律」（JAS法）に基づいた規格の認証を受けること。該当する主な林産物として、製材、集成材、合板、フローリングなどがある。

- ④ 県の公共土木事業において木材利用を積極的に進めるとともに、その工法等について広く市町村や民間事業者等へ情報を発信し、官民挙げて土木分野等における木材利用を推進します。
- ⑤ 家具などの非建築分野での利用拡大を推進します。

(4) 県産材製品の輸出促進

- ① 本県の高度な木材加工技術を活かした、より付加価値の高い県産材製品の輸出拡大に向けた取組を推進します。
- ② 韓国への輸出については、パートナー企業を増やすためのバイヤーの招へいや技術研修会の開催による建築技術者への支援を行うとともに、企業等が行う実需につながるプロジェクトなどの取組を支援し、安定的な県産材輸出を促進します。
- ③ 台湾については、パートナー企業づくりのための商談会等の開催や輸出相談員の設置、常設展示場の開設等を行うとともに、木材関係団体等の連携を構築し県産材輸出の環境整備に積極的に取り組みます。
- ④ 中国、ベトナムなどアジア地域はもとより、有望な輸出先と考えられる米国等についても、県産材輸出のターゲットとしての可能性を調査するなど、企業等が行う新たな海外市場開拓のための取組を支援します。

(5) 木づかい運動の推進

- ① 「みやぎき木づかい県民会議」を中心として、官民あげて県産材の利用促進や県民が気軽に木材と触れ合える機会の創出、県民への普及啓発など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。
- ② 子どもから大人まで、広く県民を対象にした木材の良さや木材利用の意義等の理解を深める木育活動を推進します。
- ③ 都市部企業等と連携して未利用材に新たな価値を与える製品開発や産地体験ツアーを展開し、都市部において森林資源の循環や木材利用の意義を広める活動を推進します。

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
製材品出荷量(千m ³)再掲	(令和6年) 882	920
公共建築物における木造率(%)	23.2	35.0
木材輸出額(百万円)	8,106	8,487
内数:県産材の製品出荷額(百万円)	619	1,000

4 特用林産の振興

具体的な施策



(1) 特用林産物の生産振興

- ① 特用林産物(しいたけ・木炭・しきみ・たけのこ・えのきたけ等)の生産に係る経営管理道等の生産基盤整備、省力化・効率化を図るための人工ほだ場¹²⁸、乾燥機、製炭窯等の施設整備を促進し、生産コストの削減や品質向上により生産者の所得向上に努めます。
- ② 生産者やJA、種菌¹²⁹メーカー等と連携しながら、原木や菌床によるしいたけ生産施設の規模拡大を促進し、安定した生産量を確保します。
- ③ 野生鳥獣による特用林産物被害を防止するための侵入防止ネットや人工ほだ場等の整備を支援し、安定した生産量を確保します。
- ④ 県産のしいたけや備長炭の原木について、森林組合等との連携により、安定的な供給体制を構築します。
- ⑤ 新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、新たな担い手の確保・育成を図り、山村地域の活性化を目指します。



原木しいたけの生産



新規参入者研修

(2) 特用林産物の消費・販路拡大

- ① 県産乾しいたけのみやざきブランドとしての知名度アップや消費拡大を図るため、国内だけではなく海外も含めた消費・販路拡大活動への支援を行います。
- ② 県内外において、乾しいたけ等のPR活動や食育活動¹³⁰等を実施し、消費拡大を図ります。
- ③ 乾しいたけのトレーサビリティシステムの定着や食品表示法に基づく品質表示の適正化などに係る取組を推進し、消費者の安全・安心な食品に対するニーズに応えます。

¹²⁸ 人工ほだ場:原木によるきのこ生産を効率的に行うために、できるだけ平坦で自然林に近い環境を人工的に作った場所。

¹²⁹ 種菌:しいたけなどきのこ栽培に使われる基になる菌のこと。オガ菌、種駒(木片駒)など。

¹³⁰ 食育活動:食の大切さや楽しさを理解してもらう活動のこと。

- ④ 有機JASやGAP等の認証取得に対する支援を行うとともに、生産者や事業者等と連携して輸出先となる国や地域のマーケットニーズに対応した施設整備を促進し、国内市場での競争力向上や海外輸出の拡大に努めます。
- ⑤ 県産備長炭のブランド力向上のためのPR活動を支援するとともに、有利な販売につながる販路開拓等の促進や的確な情報提供に努めます。



乾しいたけ消費拡大イベント



食育講座

(3) 新たな特用林産物の商品化

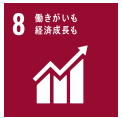
- ① 地域資源である竹や特用樹等の特用林産物を活用した商品開発や消費・販路拡大の取組を支援し、生産者の所得向上及び山村地域の活性化を目指します。
- ② 特用林産物を活用した菓子等の新商品の開発を支援するとともに、乾しいたけ消費量の少ない若年層をターゲットとした消費拡大を推進します。

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
乾しいたけ生産量 (t)	(令和6年) 270	422
生しいたけ生産量 (t)	(令和6年) 2,181	3,220
木炭生産量 (t)	(令和6年) 197	342
特用林産物の認証取得件数 (有機JAS、GAP等) (件)	7	15

5 研究・技術開発及び普及指導

具体的な施策

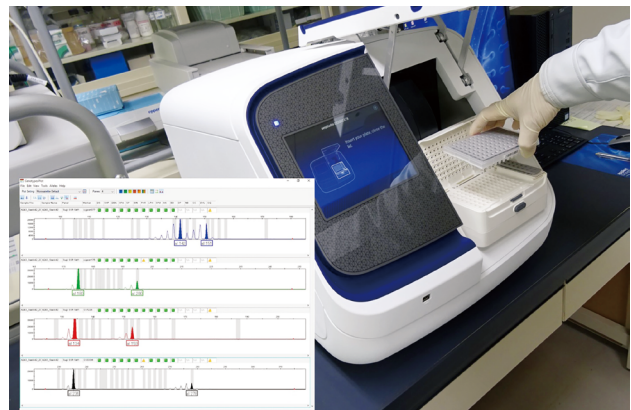


(1) 林業・木材加工試験研究と技術移転の推進

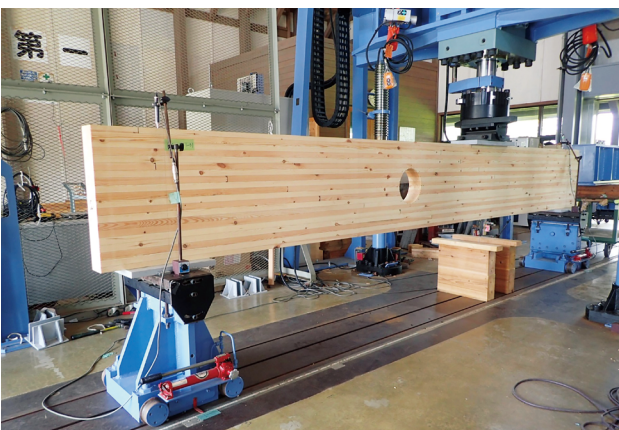
- ① 地域が抱える課題などを試験研究の重点テーマとして優先的に取り組み、地域の特性や現場の実態に応じた実用的な試験研究を推進します。
- ② 大学や国・都道府県などの他の公設研究機関及び企業等との連携(産学官連携)を強化するとともに、企業等への研究協力や人材の交流等に努めます。
- ③ ICT等を活用した森林管理方法やエリートツリー等優良苗木の増殖・活用による省力・低コスト再造林技術の開発、森林病虫獣害の防除技術の確立などの研究に取り組みます。
- ④ 県産スギ材の特性を活かした新しい部材や構法の開発など、地域の特性や現場のニーズに応じた試験研究に取り組みます。
- ⑤ 商品価値の高い新たな特用林産物の生産や早生樹等の木質バイオマス利用、低コスト化や気候変動に適応したきこ類の生産技術の開発などの研究を進めます。
- ⑥ 研究成果の現場への速やかな技術移転や県内企業等への普及に努めます。



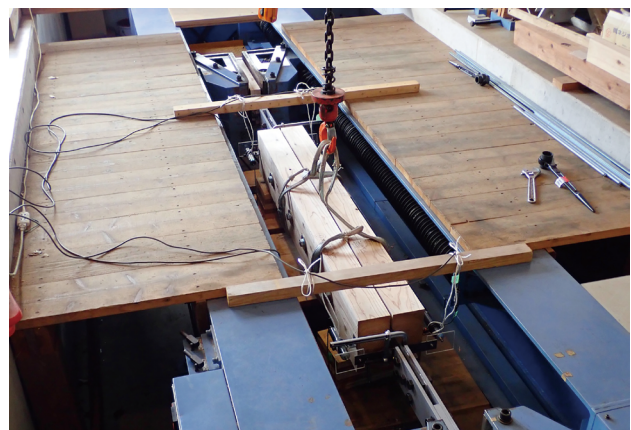
優良スギ品種の植栽試験



スギ品種のDNA系統判別



曲げ強度試験



実大引張試験

(2) 異業種との連携促進による木材の新たな分野への利用推進

- ① 木材の利用拡大につながる新たな商品の効率的な開発について、接合金具や新素材等を扱っている異業種の企業などと連携して推進します。

(3) 地域に密着した普及指導の展開

- ① 森林・林業・木材産業に関する専門的かつ高度な知識を有し、市町村への技術的支援や森林所有者への指導等を的確に実施する林業普及指導員(森林総合監理士¹³¹を含む)の資質向上に向けた研修の充実や適正配置に努めます。
- ② ICT等最新技術を活用した効果的な森林調査や路網設計技術の研修を行うなど、最新技術の現地適応化を図ります。
- ③ 適切な森林管理や特用林産物の生産、木材利用等を促進するため、林業技術センターや木材利用技術センターとの連携による試験研究成果の地域定着に向けた普及指導に努めます。
- ④ 地元大学等の試験研究機関はもとより、地域の農業や商工業分野等との連携を強化し、新たな技術や経営手法等の普及指導に努めます。
- ⑤ 森林経営管理制度を着実に推進するとともに、森林環境譲与税を有効に活用するため、制度の実施を担う市町村や地域林政アドバイザー¹³²への支援に取り組みます。



座談会

主な指標

項目		現況値 令和6年度	目標値
			令和12年度
研究成果の移転累計件数(件)	林業技術センター	98	110
	木材利用技術センター	88	105

¹³¹ 森林総合監理士(フォレスター):森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村や地域の林業関係者等への技術的支援を的確に行う人材で、国が行う林業普及指導員資格制度の森林総合監理区分の有資格者。

¹³² 地域林政アドバイザー:市町村の森林・林業行政の体制支援を目的に、国が創設した「地域林政アドバイザー制度」に基づき、森林・林業に関して知識や経験を有し、一定の要件を満たす技術者、あるいは、その技術者が在籍する法人に事務を委託するもの。

第3節 森林・林業・木材産業を担う地域・人づくり

県土の多くを占める山村地域は、豊かな自然を有するとともに、農林業生産活動を通じた県土の保全、水源の涵養^{かん}など重要な役割を果たしています。少子高齢化や人口減少が進行する中においても、将来にわたって活力ある山村地域を維持するためには、林業・木材産業の振興や生活環境及び就労条件の改善を図り、所得の向上や地域を支える担い手を確保・育成する必要があります。

このため、定住環境の整備、地域資源を活用した商品づくり、都市との交流促進等を図るとともに、県民の財産である森林と山村地域の基幹産業である林業や木材産業を守り・支える人材の確保・育成を進めます。

1 山村地域の振興・活性化

具体的な施策



(1) 定住環境の整備

- ① 山村地域の生活環境の改善、災害時の孤立集落の発生防止及び緊急輸送体制を確保するため、林道等の開設や既設道の改良・舗装等の機能強化により、公道や集落間を連絡する道路ネットワークの充実を図ります。
- ② 人家や防災拠点施設、避難経路等を保全するため、荒廃森林や災害のおそれのある山地災害危険地区等において、治山ダム¹³³や山腹緑化施設等による事前防災・減災対策を計画的に行います。
- ③ 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、木材生産機能を重視した森林づくりを目指す「生産林」では間伐などの適切な森林整備を推進するとともに、公益的機能を重視した森林づくりを目指す「環境林」では広葉樹林化を進めるなど、多様な森林への誘導を図ります。
- ④ 集落周辺の防護柵の設置など鳥獣被害対策特命チームと連携を図りながら、地域が一体となって有害鳥獣に対する被害防止対策に取り組みます。



集落を守る治山施設

(2) 地域の森林の適切な保全管理

- ① 新技術の導入等による森林施業の効率化・省力化や森林の未利用資源の有効活用等により収益を確保し、森林の適切な保全管理につなげます。

¹³³ 治山ダム：溪流の侵食を防止し、溪床の安定、山脚（斜面崩壊地の末端部）の固定及び土砂流出の抑止・調整を図ることを目的として設置する施設で、床固工、谷止工の2つを総称したもの。

- ② 手入れの遅れた森林を適切に管理するため、地域住民などによる里山の保全・整備や森林資源の利活用などの取組を支援します。
- ③ 野生鳥獣による森林の被害を防止するため、効果的な防護柵の設置を支援するとともに、県民の狩猟への関心を高めるイベントなどを開催し、野生鳥獣の捕獲を担う狩猟者の確保・育成を図ります。

(3) 森林資源の活用による就業機会の創出と所得確保

- ① 自然公園や九州自然歩道¹³⁴等の計画的な整備により、利用環境を改善し、自然の恵みを体感できる場として魅力を高め、「ユネスコエコパーク¹³⁵」や「世界農業遺産¹³⁶」の取組と連携したエコツーリズム¹³⁷等による森林の利活用を促進します。
- ② 森林セラピー¹³⁸など地域の森林資源を活用した保養活動やアウトドア体験など観光・レジャー、健康、教育等を目的とした取組を推進します。
- ③ 森林・林業の魅力発信や特用林産物などの地域資源を活用した商品開発等を支援し、山村地域での就業機会の創出や所得向上を目指します。



九州自然歩道(高千穂コース)の整備

(4) 都市と山村の交流促進

- ① 自然公園等の優れた景観の保護を図るとともに、安全かつ快適に利用できる環境を整備・PRし、都市部からの誘客を促進します。
- ② 国立公園等を活用した地域活力の向上を図るため、「国立公園満喫プロジェクト¹³⁹」の取組を推進するとともに、県内にある「ユネスコエコパーク」や「ジオパーク¹⁴⁰」等の地域資源ブランドを生かした取組などと連携しながら、訪日外国人旅行者等の交流人口の増加を図ります。

¹³⁴ 九州自然歩道：九州7県にある自然公園や史跡、名勝、文化財などその地方の特色ある場所を相互に結ぶ九州を一周する歩道（総延長約3,000km）のこと。宮崎県では北は祖母山の国観峠（高千穂町）、南は高千穂峰山頂（高原町）を起終点とし、14の市町を経由する。支線を含む総延長は370km以上になる。

¹³⁵ ユネスコエコパーク：豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域（生物圏保存地域）のこと。世界自然遺産が、顕著な普遍的価値を有する自然を厳格に保護することを主目的とするのに対し、ユネスコエコパークは自然保護と地域の人々の生活とが両立した持続的な発展を目指している。

¹³⁶ 世界農業遺産：世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度。

¹³⁷ エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

¹³⁸ 森林セラピー：森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組。令和7年12月現在、全国62箇所が森林セラピー基地等として認定されており、本県は日南市、綾町、日之影町で認定されている。

¹³⁹ 国立公園満喫プロジェクト：国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化を図るため、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施するプロジェクトのこと。平成28年7月に、全国34の国立公園のうち、国立公園満喫プロジェクトの先導的モデル地域（8公園）の一つとして霧島錦江湾国立公園が選定された。

¹⁴⁰ ジオパーク：地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を組み合わせた造語で、地質学的に重要な場所を保護し、教育や持続可能な地域開発に活用する地域のこと。国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の正式事業である「国際地質科学ジオパーク計画による「ユネスコ世界ジオパーク」と、日本ジオパーク委員会が認定する「日本ジオパーク」がある。

- ③ 企業や都市部の住民に対し、森林ボランティア等のフィールドとしての活用を促進し、交流を通じた地域活性化を図ります。
- ④ 森林・木材に新たな価値を生み出すため、木材産業経営者等と木材を使う側の都市部企業等との人材交流を促進します。



自然公園(えびの展望台)



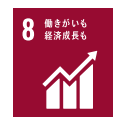
都市部企業との交流(山のダイゴミ・プロジェクト)

主な指標

項目	現況値 令和6年度	目標値
		令和12年度
山地災害危険地区の着手箇所数(箇所)再掲	2,617	2,737
県外からの林業・特用林産業新規就業者数(人)	18	23
自然公園利用者数(千人)	(令和5年) 7,412	9,300

2 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

具体的な施策



(1) 新規就業者の確保・育成

- ① 就業希望者を対象としたガイダンスの開催、リクルートブックの活用等により新規就業者を募集します。
- ② SNSやホームページを活用して、新規就業者の就業のきっかけやライフスタイルなど林業・木材産業に親しみが持てる情報を発信します。
- ③ 高校生向けの林業体験や造林・特用林産現場におけるインターンシップを実施し、就業しやすい機会を創出します。
- ④ みやざき林業大学校において、運営サポートチームとの連携を図りながら、本県の林業に愛着を持ち、実践的な林業の知識や技術を身につけた即戦力となる人材を確保・育成します。
- ⑤ 林業や特用林産の新規参入者等に対する給付金や研修会の開催等を通じて、参入しやすい環境を整備します。
- ⑥ アルバイト等の短期労働者を活用して造林労働力を確保するとともに、短期雇用をきっかけにした就業定着を図ります。
- ⑦ 林業への外国人材の受入れに向けて制度の周知を図るとともに、関係団体と連携し支援体制を構築します。



みやざき林業大学校長期課程実習

(2) 林業・木材産業のリーダーやデジタル人材などの育成

- ① みやざき林業大学校において、ICT等の高度な知識や技術力を備えた人材、林業振興や地域おこし等にリーダーシップを発揮できる人材を育成します。
- ② 林業経営・技術の継承・発展や地域特産品の開発にチャレンジする林業研究グループや自伐林家等の自主的活動を促進し、地域林業のリーダーを担う林業後継者を育成します。
- ③ 林業女子会「ひなたもりこ」の交流研修会や技能講習会等の開催を通じて、森林・林業・木材産業に関わりや興味がある女性同士の交流を促進し、女性の参入を促すとともに、女性の視点による森林・林業の情報発信を推進します。
- ④ 林業・木材産業に関わる企業の人材等で構成されている団体の活動を支援し、産業人材の育成や会員相互のネットワークの強化を図ります。
- ⑤ 森林・林業、木材産業分野におけるDX推進に必要なデジタル人材の育成強化を図ります。



DXを推進する人材育成

(3) 就労環境の改善

- ① 月給制や週休2日制の導入を促進し、作業員の所得向上への取組支援等により、就業者の待遇改善を進めます。
- ② 福利厚生施設や通信機器の導入支援等により、働きやすい就労環境の整備を推進します。
- ③ ドローンを活用した森林調査や測量の実施、造林作業等の機械化による作業の省力化・軽労化を推進します。

(4) 林業労働安全衛生の確保

- ① 労働安全の意識醸成を図るため、安全大会等の開催や伐採現場等の巡回指導を実施します。
- ② 伐木技能の向上を目指す実技研修やリスクアセスメント研修¹⁴¹等を実施します。
- ③ 「林業技能士¹⁴²」の資格取得を促進し、従事者の技能向上はもとより、作業効率や安全意識の向上につなげます。
- ④ 安全な作業方法及び防護服等の着用を徹底するため「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の普及・啓発を図ります。
- ⑤ 適正な路網整備と高性能林業機械の導入等により労働強度の軽減や安全性の向上等を推進します。



レスキュー訓練

主な指標

項目	現況値	目標値
	令和6年度	令和12年度
みやざき林業大学校研修受講者累計数(人)	2,965	5,419
内数:長期課程研修受講者累計数(人)	124	259
15歳以上70歳未満の林業就業者数(人)	(令和2年) 2,117	2,000
新規林業就業者数(人)	166	150
労働安全研修受講者数(人)	255	315

※国勢調査による令和2年の70歳以上を含む林業就業者数は2,420人

¹⁴¹ リスクアセスメント研修:事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定のまでの一連の手順を学ぶ研修。

¹⁴² 林業技能士:林業従事者の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する制度で、技能検定に合格した者は「林業技能士」となる。

3 もり 森林を育み、支える人づくり

具体的な施策



(1) 多様な主体による森林づくり活動の促進

- ① 研修会の開催や情報提供等により森林ボランティア団体等の育成を図るとともに、苗木の提供等により県民や森林ボランティア団体等が行う森林づくり活動を支援します。
- ② 森林づくり等の知識や経験が少ない企業やNPO法人等をサポートし、多様な主体による森林づくり活動を推進します。
- ③ 社会貢献や地域との交流促進、生物多様性の増進などを目的として森林の整備や保全などの森林づくりに関わる企業の取組を促進します。
- ④ 希少な野生動植物等の生息・生育地の保全活動を支援し、県民の生物多様性の保全に配慮した森林づくりを促進します。



植樹ボランティア

(2) 森林環境教育の推進

- ① 子どもから大人まで幅広い世代を対象に、森林環境教育を実施することで、森林や木材への理解と関心を深め、森林づくりや木づかいに関わる活動への参加を促進します。
- ② 森林環境教育の拠点となる「ひなもり台県民ふれあいの森」や宮崎県林業技術センター「森の科学館」などの充実を図ります。
- ③ 自然体験活動等の指導者の派遣等を行うことにより、地域や学校等で取り組む森林環境教育の実践活動を支援します。



森林環境教育



みどりの少年団

- ④ みどりの少年団¹⁴³の活動支援により、緑を愛する心豊かな青少年の育成を図ります。
- ⑤ 県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の実行に必要な財源として導入された宮崎県水と緑の森林づくり税について、様々なイベントやホームページ等を活用して周知を図り、県民の理解を深めていきます。

(3)木育の推進

- ① 子どもから大人まで幅広く、木材の良さや、森林資源の循環に欠かせない木材利用の意義等を学ぶとともに、幼少期から木材とふれあう体験を通して、担い手への理解を深める「木育」を推進します。
- ② 「みやざき木づかい県民会議」を中心に、県民が気軽に木材と触れ合える環境を創出するとともに、県民への普及啓発を図ります。
- ③ 木育活動の体系化を図る「みやざき木育プログラム」により、段階的・継続的な取組を展開していくこととし、プログラムの普及を担う「みやざき木育マスター」の活動を支援します。
- ④ 木育活動を幅広く県民に定着させるため、地域における木育活動の実践を担う人材の育成を図ります。
- ⑤ 民間事業者等が行う木育活動や保育園等の教育機関などが行う木育活動に必要な環境整備を支援します。



木育活動

主な指標

項目	現況値 令和6年度	目標値 令和12年度
	森林ボランティア参加団体数(団体)	193
企業による森林整備・保全協定面積(累計)(ha)	615	650
森林環境教育参加者数(人)	5,824	10,090
木育活動参加者数(人)	2,925	5,000

¹⁴³ みどりの少年団: 次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、学校教育や社会教育と連携し、森林の整備活動等を実施。